

# 第34号 かまがや 消費生活センターだより

〈令和2年8月発行〉  
発行元  
鎌ヶ谷市消費生活センター  
TEL:047-445-1246  
※予約優先



「簡単に儲かる」「誰でもできる」  
…そんな儲かる方法はありません！！

ネット広告や友人からの誘いで、儲かると思ってお金を払ったが儲からないという相談が多く届いています。簡単に儲かることなどありません。飛びつくと後で後悔することになります。

## (トラブルの事例)



自宅を訪問した業者に「金の価値が上がる。100万円預けると、120万円に値上がりする。急がないと申し込みが殺到するので抽選になる」と言われ、100万円を振り込んだ。騙されたようだ。返金してほしい。(70代男性)

ネットで見つけた副業サイトに登録し1万円でマニュアルを購入し、電話でマニュアルの内容を説明された。ネット通販で商品を買ひ、それを別の通販サイトで売って利益を得る仕事で、サポート代として50万円をクレジットカードで支払った。サポートを何回か受けたが儲からない。(20代男性)



先輩に「簡単に稼げる仕事がある」と誘われ、オンラインカジノを紹介するマルチ商法の会社に初期費用20万円をサラ金で借金して支払った。カジノを紹介しようとしたが誰も入ってくれない。(20代女性)

## 困ったときの解決方法！

電話で勧誘されて契約した場合は、契約書類を受け取ってから8日間はクーリング・オフができます。

マルチ商法(ネットワークビジネス)の場合は契約書と概要書面を受け取ってから20日間クーリング・オフができます。

しかし、お金を渡した会社や相手が分からず連絡できない場合は解約や返金の交渉もできません！

## 儲け話に乗ったために罪に問われることもあります！

### 《振り込め詐欺の共犯に？》

- ・スマートフォンを契約したら買い取ると言われ、数台購入して渡したところ、高額な通信費を払うことになった上に、振り込め詐欺に使われた。
- ・銀行口座を買い取ると言われ、口座を作って渡したところ、振り込め詐欺に使われた。

→警察に拘留された人もいます！



### 《持続化給付金を使った儲け話》

友人から定額給付金と同じように誰でも給付金が貰えると言われ、友人の知り合いからSNSで届いた指示通りに書類を書いて提出したところ、100万円が銀行口座に振り込まれた。

着金から2日以内に50%を払うように言われていたので、誘った友人に50万円を渡した。

後日、ニュースで持続化給付金を貰った学生が逮捕されたと聞いた。自分も逮捕されるのか心配だ。お金を返した方が良いか。

→持続化給付金は、中小企業や個人事業主の事業収入が昨年度と比較して半分以上減っている場合に申請できる給付金です。

嘘を書いて申請し給付を受けると詐欺の正犯として逮捕される可能性があります。

また、返金する場合は「不正受給額の受給日から返還日までの年3%の延滞金と合計額の20%を足した額の返金を求められる」との決まりがあります。

甘い話に騙されないようご注意ください！

不審に感じた時は、もう一度ゆっくり考えてみましょう！

身に覚えのない金銭の要求や、不審な電話やメールが届いたら、鎌ヶ谷市消費生活センターに相談してください。

市役所2階  
電話：047-445-1246  
時間：平日10時～12時  
13時～16時